

ら議案の審議に移った。

議長河野は冒頭日本大会に於ける議案は四十七項目の多数は、之を整理せしむるも猶三十一件となるが故に、議案の進行上併合審議したしと述べ可決。

議案第一直言草案が高橋藤藏に依って朗讀せられ満場一致可決。左に宣言文の一節を抜記する。

「(前略)我が東京交通労働組合は昨年度に於ける市電更生案のみに於て強行せる市電當局の彈圧並にスピード・アップ、中固ホギ車運転に依る労働強化等不當なる彈圧を蒙り、是れ等の解決不利の結果に依つて来る組合内部の動搖、組織の弛緩、反動アップの分子の意識的裏切り等幾多の難局に當面せるも吾等労働者の牢固にして抜く可らざる階級的意識と、大同團結への要求とはよくこの難局を突破し、今日の意義ある大会を用催せしむるに至つたのである。(中略)今や吾等は内外共に狂暴なる資本の攻勢とアップの嵐の中に、敢然と立つて、我等の正當剛直なる歩武の前の總ての障害を粉碎し、あらゆる困難と壓迫に抗して、光輝ある東交の旗の下に一糸乱るも勇往前進しなげればならぬ。」

次に副議長熊本利男は、左の内容を有する運動方針書草案を説

明した。

(一) 内外の諸情勢  
(二) 労働者の状態  
(三) 組合の仕事と活動方針

(1) 第一更生案粉碎斗争  
(2) 団体協約締結  
(3) 組合内部の充実強化

(4) 日本交通労働聯盟の擴大強化  
(1) ファツシヨ粉碎

以上の如くして結語中最後に、自己陣營の拡大強化が絶対必要條件である。陣營の拡大強化の爲には反動アップの徹底的掃蕩と未組織獲得と計り、更に財政の確立と斗争組織の整備並に行はねばならぬと言つてゐる。

右(三)の(2)中、団体協約要綱として左の事項を掲げらる。

(一) 市電従業員は原則として東京交通労働組合員たること

(二) 市は東京交通労働組合を公認し、団体交渉権を確保すること

(三) 市電、東交双方より同数の委員を擧げて共同委員会を組織し、従業員。待遇問題一切を協議決定すること